

任意後見監督人選任の審判の申立てをされる方へ

横浜家庭裁判所

1 任意後見監督人選任の審判とは

任意後見制度とは、本人に十分な判断能力があるうちに、将来本人の判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人自らが選んだ方（任意後見受任者）に、自己の生活、療養看護及び財産に関する事務について、代わりにしてもらいたいこと（代理権を付与する事項）を公正証書による契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所に任意後見監督人選任の審判の申立てをし、任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

2 申立てをすることができる方

- ・ 本人
- ・ 本人の配偶者
- ・ 本人の四親等内の親族（本人の親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹、甥、姪、おじ、おば、いとこや、配偶者の親、子、兄弟姉妹などが本人の四親等内の親族に当たります。）
- ・ 任意後見受任者

3 申立てに必要な費用

※ 申立人に手続費用を用意していただくこととなりますが、申立人が希望した場合には、申立手数料、送達・送付費用、後見登記手数料及び鑑定費用の全部又は一部について、本人の負担とすることが認められる場合があります。

- 申立手数料：収入印紙 800 円分
- 連絡用の郵便切手 3,450 円分（内訳 500 円 3 枚，84 円 10 枚，50 円 20 枚，10 円 8 枚，5 円 4 枚，1 円 10 枚）
- 後見登記手数料：収入印紙 1,400 円分
- 鑑定費用

本人の判断能力の程度を慎重に判断するため、医師による鑑定を行うことがあります。申立人にこの鑑定に要する費用を負担していただくことがあります。

4 申立先及び申立ての方法

本人の住民票上の住所地を管轄する家庭裁判所になります。

別紙「申立書類等チェックリスト」に記載された書類をすべてご記入、ご準備いただき、その書類等一式を提出してください（できる限り郵送での提出をお願いします。）。

【横浜家庭裁判所管内の管轄一覧表】

横浜家庭裁判所	〒231-8585 横浜市中区寿町1-2 ◎JR根岸線「石川町駅」下車，徒歩5分。 JR根岸線または地下鉄「関内駅」下車，徒歩10分 045(345)8001（後見受付）	横浜市全区，鎌倉市，藤沢市，茅ヶ崎市，大和市，海老名市，綾瀬市，高座郡
横浜家庭裁判所 川崎支部	〒210-8537 川崎市川崎区富士見1-1-3 ◎JR「川崎駅」・京急「川崎駅」下車，徒歩15分（バスもあります。「教育文化会館前」下車） 044(222)1671	川崎市全区
横浜家庭裁判所 相模原支部	〒252-0236 相模原市中央区富士見6-10-1 ◎JR横浜線「相模原駅」下車 南口2番バス乗り場(神奈中バス) 乗車時間10分「ウェルネスさがみはら前」下車 042(716)0181	相模原市全区，座間市
横浜家庭裁判所 横須賀支部	〒238-8513 横須賀市新港町1-9 ◎京急「横須賀中央駅」下車，徒歩8分 046(812)4304	横須賀市，逗子市，三浦市，三浦郡
横浜家庭裁判所 小田原支部	〒250-0012 小田原市本町1-7-9 ◎JR等「小田原駅」下車，徒歩15分 0465(22)6946	小田原市，秦野市，南足柄市，平塚市，厚木市，伊勢原市，足柄上郡，足柄下郡，愛甲郡，中郡

5 申立て後の手続について

申立て後，家庭裁判所調査官¹が，申立人，本人及び任意後見受任者に直接会って，申立ての実情や本人の意見などを聴きます。また，本人の親族に対して，書面等により，申立ての概要を伝えて意見を聴くこともあります。

¹ 家庭裁判所調査官は，心理学，社会学，教育学などの行動科学の知見等を活用し，家事事件などについて調査を行うことを主な仕事とする裁判所の職員です。

す。

その上で、本人の財産の内容や生活する上で必要となる支援の内容に応じて、ふさわしい方を任意後見監督人に選びます。

なお、申立てをした後は、家庭裁判所の許可を得なければ申立てを取り下げることはできません。

家庭裁判所は、任意後見監督人の選任にあたり、

- ①本人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、生活状況
- ②任意後見受任者の経歴
- ③任意後見受任者及び本人との利害関係の有無
- ④本人の意見

等を踏まえて、弁護士、司法書士といった第三者を任意後見監督人として選任します。したがって、申立て時に、任意後見監督人候補者を推薦する必要はありません。

任意後見監督人に対する報酬は、家庭裁判所が公正な立場から金額を決定し、本人の財産の中から支払われます。

任意後見監督人が就くことにより、本人の財産が安全かつ適正に管理され、また、親族間の紛争が未然に防止されることなどが期待されています。任意後見監督人に対する報酬は、そのために必要な費用であることを是非ご理解ください。

6 任意後見人の職務について

任意後見受任者は任意後見監督人が選任されると「任意後見人」として職務を行うこととなります。

任意後見人は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、任意後見契約時に結んだ契約内容に基づき、後見事務を行うこととなります。代理行為の内容については、個々の事案ごとに異なりますが財産管理に関する法律行為と身上保護に関する法律行為などが挙げられます。

(1) 財産管理に関する法律行為と財産目録の作成

財産管理に関する法律行為とは、例えば、預貯金の管理、払い戻し、不動産などの重要な財産の処分、遺産分割、賃貸借契約の締結・解除などが挙げられます。

代理行為の中に、このような財産管理に関する法律行為が含まれる場合、任意後見人は、まず本人名義の財産を調査し、財産目録を作成した

上で、任意後見監督人に提出してください。

任意後見人は任意後見監督人の求めに応じて年に数回、財産管理状況等後見事務を報告することになります。任意後見人は本人の現状や財産及び収支の状況について、日ごろから把握し、領収書や取引に関する書類をきちんと保管する必要があります。

(2) 身上保護に関する法律行為

身上保護に関する法律行為とは、例えば、介護契約、施設入所契約、医療契約の締結・解除などが挙げられます。

本人の身上保護に関する法律行為を行った場合には、その契約書のコピーなどの控えを残しておいてください。

7 任意後見監督人の職務について

任意後見監督人は、任意後見人の事務を監督しなければなりません。任意後見人が適正に後見事務を行っているのか、必要に応じて年に数回チェックをし、家庭裁判所に定期的に報告を行う必要があります。

任意後見監督人の監督の過程で任意後見人の事務に「不正な行為」「著しい不行跡」などが判明した場合には、任意後見人の解任なども視野に入れて、その後の対応を検討しなければなりません。

8 任意後見契約の終了について

任意後見契約が終了するのは次の場合です。

(1) 任意後見契約を解除した場合

任意後見監督人選任前であれば、公証人の認証を受けた書面での任意後見契約の解除により終了します。

任意後見監督人選任後であれば、家庭裁判所の許可を得て契約を解除する必要があります。

(2) 任意後見人が解任された場合

任意後見監督人の監督を通じて任意後見人の不正な行為や著しい不行跡など任務に適しない事由が判明した場合には、任意後見監督人等の請求により、家庭裁判所は任意後見人を解任することができます。

(3) 法定後見（後見・保佐・補助）が開始した場合

任意後見監督人選任の審判がされた後に法定後見開始の審判がされた場合には、任意後見契約は当然終了します。

(4) 本人または任意後見受任者が死亡または破産した場合等

9 任意後見制度等についてのお問合せ先

- 任意後見契約について
日本公証人連合会（TEL 03-3502-8050）
<https://www.koshonin.gr.jp/> または全国の公証役場
 - 任意後見監督人選任の申立てや手続のご案内
裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）
<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>
 - ※ 手続のご説明のほか、各地の家庭裁判所や申立書書式等をご紹介します。
 - 成年後見制度についてのご相談
各市区町村の地域包括支援センター（障害者の方の相談窓口は、市区町村及び市区町村が委託した指定相談支援事業者となります。）
 - ※ 地域包括支援センターの連絡先などのお問合せについては、各市区町村の窓口にお尋ねください。
 - ※ 成年後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市区町村もあります。詳しくは、各市区町村の窓口にお尋ねください。
 - 法的トラブルで困ったときのお問合せ
日本司法支援センター法テラス（TEL 0570-078-374）
<https://www.houterasu.or.jp/>
 - ※ 固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円（税別）で通話することができます。
- ※ IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。

(別紙)

申立書類等チェックリスト

- ※ 以下の「1 申立書類」と「2 添付書類」を提出してください。
- ※ 各書類の別紙(例：任意後見監督人選任申立書の「申立ての動機」欄記載の★部分等)をご自分で作成される場合には、縦向きのA4サイズ用の紙を使用してください。
また、左側に3センチメートル程度の余白を設けてください。
- ※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。
- ※ 個人番号(マイナンバー)が記載されている書類は提出しないようご注意ください。

1 申立書類

- 任意後見監督人選任申立書
- 申立事情説明書(任意後見)
- 任意後見受任者事情説明書
- 親族関係図

作成に当たっては、別紙「推定相続人について」をご参照ください。

- 財産目録
- 相続財産目録

本人を相続人とする相続財産がない場合には提出不要です。

- 収支予定表
- 申立手数料：収入印紙800円分
- 連絡用の郵便切手3,450円分

内訳：500円3枚，84円10枚，50円20枚，10円8枚，
5円4枚，1円10枚

- 後見登記手数料：収入印紙1,400円分

2 添付書類

- 本人の戸籍謄本（全部事項証明書）
- 本人の住民票又は戸籍附票
住民票はマイナンバーの記載のないものを準備してください。
- 本人の登記事項証明書（任意後見契約）※1
- 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書※2
証明事項が「成年被後見人，被保佐人，被補助人とする記録がない。」ことの証明書を請求してください。

登記事項証明書の請求先（※1と※2のいずれも）

○東京法務局後見登録課

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

TEL 03-5213-1360

または

○全国の法務局・地方法務局の本局

（支局・出張所では取扱はありません）

神奈川県の場合

横浜地方法務局戸籍課（窓口申請のみ）

横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

TEL 045-641-7976

取得方法，証明申請書の書式等：

○最寄りの法務局・地方法務局にお尋ねください。

または，

○法務省のホームページ <http://www.moj.go.jp/>

をご覧ください

- 本人の診断書

本人の診断書と本人情報シートの書式等については「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」を御覧ください。

裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）

<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>

でも御覧いただけます。

発行から
3か月以
内のもの
をご提出
ください。

- 本人情報シート写し
- 本人の健康状態に関する資料
(介護保険被保険者証, 療育手帳, 精神障害者保健福祉手帳, 身体障害者手帳などの写し)
- 任意後見契約公正証書写し
- 本人の財産に関する資料
 - ・ 預貯金及び有価証券の残高がわかる書類: 預貯金通帳の写し (提出日から1年前までの履歴があるもの), 有価証券報告書など
 - ・ 不動産関係書類: 不動産登記事項証明書 (未登記の場合は固定資産評価証明書) など
 - ・ 負債がわかる書類: ローン契約書写しなど
- 本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料
 - ・ 預貯金及び有価証券の残高がわかる書類: 預貯金通帳の写し, 残高証明書, 有価証券報告書など
 - ・ 不動産関係書類: 不動産登記事項証明書 (未登記の場合は固定資産評価証明書) など
- 本人の収支に関する資料
 - ・ 収入に関する資料の写し: 年金額決定通知書, 給与明細書, 確定申告書, 家賃, 地代等の領収書など
 - ・ 支出に関する資料の写し: 施設利用料, 入院費, 納税証明書, 国民健康保険料等の決定通知書など
 - ・ 小口現金で管理している場合は金銭出納帳の写し
- 任意後見受任者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合には, その関係書類 (任意後見受任者事情説明書の3頁にある「5 あなたと本人との間で, 金銭の貸借, 担保提供, 保証, 立替えを行っている関係がありますか」に関する資料)
 - ・ 金銭貸借に関する資料の写し: 借用書など
 - ・ 担保提供に関する資料の写し: 担保権を設定した契約書など
 - ・ 保証に関する資料の写し: 保証に関する記載のある契約書など
 - ・ 立替払に関する資料の写し: 立替払を示す領収書, 出納帳など

(別紙)

推定相続人について

申立事情説明書及び親族関係図に記載する親族の範囲は、仮に本人が亡くなった場合に相続人となる方々（この方々を「推定相続人」といいます。）です。具体的には次のとおりとなります。

1 本人に配偶者がいる場合

①（子どもがいる場合）配偶者と子ども

（子どもが亡くなっていて孫がいる方については孫）

②（子どもや孫がいない場合）配偶者と父母

（父母がともに亡くなっていて祖父母がいる方については祖父母）

③（子どもや孫、父母や祖父母がいない場合）配偶者と兄弟姉妹

（兄弟姉妹が亡くなっていて甥や姪がいる方については甥や姪）

2 本人に配偶者がいない場合

①（子どもがいる場合）子ども

（子どもが亡くなっていて孫がいる方については孫）

②（子どもや孫がいない場合）父母

（父母がともに亡くなっていて祖父母がいる方については祖父母）

③（子どもや孫、父母や祖父母がいない場合）兄弟姉妹

（兄弟姉妹が亡くなっていて甥や姪がいる方については甥や姪）